

2 賃金事情

(1) 賃金制度 (集計表 第2表-①)

ア 賃金表・賃金規定の有無

賃金表がある企業は38.0%、賃金規定はあるが賃金表がない企業は51.7%、賃金規定がない企業は9.1%であった。

<図表2-1>賃金表・賃金規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数	賃金表・賃金規定の状況				
		賃金表あり	賃金規定はあるが賃金表なし	賃金規定なし	その他	無回答
調査産業計	919 (100.0)	349 (38.0)	475 (51.7)	84 (9.1)	8 (0.9)	3 (0.3)
労組有	87 (100.0)	55 (63.2)	31 (35.6)	1 (1.1)	-	-
労組無	832 (100.0)	294 (35.3)	444 (53.4)	83 (10.0)	8 (1.0)	3 (0.4)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間の定期昇給の実施状況

「定昇規定により実施」と答えた企業は46.2%、「定昇規定はないが慣行により実施」と答えた企業は24.3%であった。

<図表2-2>過去1年間の定期昇給の実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数	過去1年間の定期昇給の実施状況				
		定昇規定により実施	定昇規定はあるが実施見送り	定昇規定はないが慣行により実施	定昇の制度・慣行なし	無回答
調査産業計	919 (100.0)	425 (46.2)	93 (10.1)	223 (24.3)	175 (19.0)	3 (0.3)
労組有	87 (100.0)	57 (65.5)	7 (8.0)	9 (10.3)	14 (16.1)	-
労組無	832 (100.0)	368 (44.2)	86 (10.3)	214 (25.7)	161 (19.4)	3 (0.4)

()内は構成比(%)

ウ 過去1年間のベースアップの実施状況

ベースアップについては、「実施」と答えた企業が32.6%、「現状維持」と答えた企業が58.5%、「ベースダウン」と答えた企業は0.8%であった。

<図表2-3>過去1年間のベースアップの実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数	過去1年間のベースアップの実施状況				
		実施	現状維持	ベースダウン	その他	無回答
調査産業計	919 (100.0)	300 (32.6)	538 (58.5)	7 (0.8)	65 (7.1)	9 (1.0)
労組有	87 (100.0)	37 (42.5)	45 (51.7)	1 (1.1)	3 (3.4)	1 (1.1)
労組無	832 (100.0)	263 (31.6)	493 (59.3)	6 (0.7)	62 (7.5)	8 (1.0)

()内は構成比(%)

(2) 賞与・諸手当

ア 賞与 (集計表 第2表-②)

賞与規定の有無をみると、「支給時期のみ定めている」と回答した企業は66.9%、「支給時期及び額を定めている」と回答した企業が9.4%で、合計76.3%の企業が賞与規定を定めていた。

<図表2-4>賞与規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数	賞与規定の有無			無回答
		支給時期のみ定めている	支給時期及び額を定めている	賞与規定なし	
調査産業計	919 (100.0)	615 (66.9)	86 (9.4)	205 (22.3)	13 (1.4)
労組有	87 (100.0)	71 (81.6)	9 (10.3)	7 (8.0)	- -
労組無	832 (100.0)	544 (65.4)	77 (9.3)	198 (23.8)	13 (1.6)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間（平成26年7月～平成27年6月）の賞与支給額（集計表 第2表-③）

過去1年間に賞与を支給した企業の平均金額は、27年の夏季一時金が395,335円、26年の年末一時金が418,029円、その他賞与が80,691円で、合計すると894,055円であった。

<図表2-5>賞与の支給額

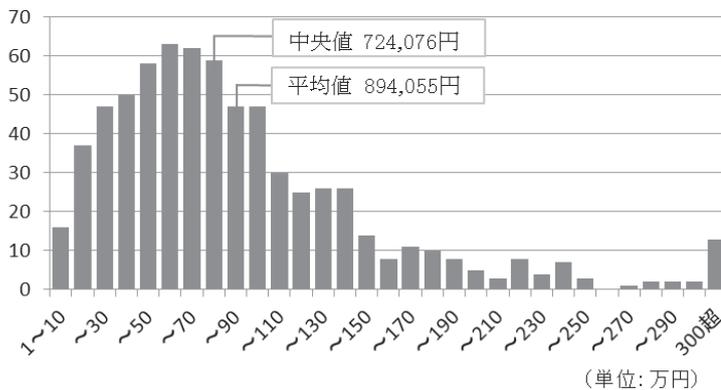
（単位：社、円）

	集計企業数	賞与支給企業数	支給額(円)				支給なし 無回答
			27年夏季一時金	26年年末一時金	左記以外	支給額合計	
			調査産業計	919	694	395,335	
労組有	87	76	505,268	555,503	77,085	1,137,857	11
労組無	832	618	381,815	401,123	81,135	864,073	214

ウ 過去1年間（平成26年7月～平成27年6月）に賞与を支給した企業の分布
平均値は894,055円、中央値は724,076円であった。

（社）

<図表2-6>年間賞与額の分布



（単位：万円）

エ 査定等による賞与格差（集計表 第2表-④）

「査定等による賞与格差」に回答した企業は68.7%であった。うち「査定等を行っていないため格差なし」が20.3%、「10%未満」が30.4%、「10%以上20%未満」が27.6%で、格差20%未満の企業が78.3%（査定等未実施を含む）であった。

<図表2-7>査定等による賞与格差(同一年齢、同一職階)

（単位：社、%）

区分	集計企業数	記入あり	10%未満	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50%以上	査定等を行っていないため格差なし	無回答
			<30.4>	<27.6>	<10.6>	<4.0>	<2.5>	<4.6>		
調査産業計	919 (100.0)	631 (68.7) <100.0>	192 <30.4>	174 <27.6>	67 <10.6>	25 <4.0>	16 <2.5>	29 <4.6>	128 <20.3>	288 (31.3)

（ ）内は構成比 <>内は回答企業構成比

オ 役付手当（集計表 第2表-⑤⑥）

集計企業のうち、役付手当を支給する企業は 72.9%であった。うち「同一役職の支給額は同じ」と回答した企業は 61.5%、「同一役職でも支給額は異なる」と回答した企業は 32.8%であった。

「同一役職の支給額は同じ」としている企業の平均支給額は、部長 71,511 円、課長 49,861 円、係長 23,228 円であった。一方、「同一役職でも支給額は異なる」としている企業の平均支給額は、部長 96,273 円、課長 57,767 円、係長 28,780 円であった。

<図表2-8> 役付手当の支給状況

(単位:社、%)

	集計企業数	支給あり	同一役職 の支給額 は同じ	同一役職 でも支給額 は異なる	無回答	支給なし	無回答
調査産業計	919 (100.0)	670 (72.9) <100.0>	412 <61.5>	220 <32.8>	38 <5.7>	234 (25.5)	15 (1.6)

() < >内は構成比(%)

<図表2-9> 役付手当の平均支給額

(単位:円)

	同一役職につき同一金額を支給			同一役職でも支給額が異なる		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長
調査産業計	71,511	49,861	23,228	96,273	57,767	28,780
10~49人	68,122	42,737	23,854	73,625	47,745	31,614
50~99人	72,086	49,625	22,589	102,529	48,468	31,320
100~299人	76,162	59,681	23,260	113,336	70,451	24,160

カ 住宅手当（集計表 第2表-⑦⑧）

集計企業のうち、住宅手当を支給する企業は43.5%であった。支給企業の64.3%は住宅の形態に関わりなく一律支給をしており、平均支給額は世帯主（扶養家族あり）で17,912円、単身者世帯主14,680円であった。

また、支給企業の15.0%は住宅の形態別に支給しており、平均支給額は世帯主（扶養家族あり）の場合、民営借家23,895円、公営借家19,916円、持家17,842円、単身世帯主の場合、民営借家17,653円、公営借家16,413円、持家13,441円であった。

<図表2-10>住宅手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり	支給ありの内訳				支給なし	無回答
			一律支給	住宅の形態別支給	その他	無回答		
調査産業計	919 (100.0)	400 (43.5) <100.0>	257 <64.3>	60 <15.0>	80 <20.0>	3 <0.8>	514 (55.9)	5 (0.5)

（ ） < >内は構成比（％）

<図表2-11>住宅手当の平均支給額

（単位：円）

	一律支給		住宅の形態別支給					
	世帯主 (扶養家族あり)	単身者 世帯主	世帯主(扶養家族あり)			単身者世帯主		
			民営借家	公営借家	持家	民営借家	公営借家	持家
調査産業計	17,912	14,680	23,895	19,916	17,842	17,653	16,413	13,441
10～49人	16,753	14,116	25,271	19,918	21,341	17,453	16,859	15,294
50～99人	17,203	14,786	18,043	18,043	11,114	13,757	11,050	9,686
100～299人	21,810	16,047	21,750	21,786	13,571	21,813	19,929	12,400

キ 家族手当（集計表 第2表-⑨⑩）

集計企業のうち、家族手当を支給する企業は58.4%であった。支給企業の89.6%は、扶養家族ごとに異なる額を支給しており、平均支給額は第一扶養（配偶者）10,824円、第二扶養（第一子）4,903円、第三扶養（第二子）4,661円、第四扶養（第三子）4,663円であった。

<図表2-12> 家族手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり				支給なし	無回答
		一律支給	家族により異なる	無回答			
調査産業計	919 (100.0)	537 (58.4)	55 <10.2>	481 <89.6>	1 <0.2>	375 (40.8)	7 (0.8)

（ ） < >内は構成比（％）

<図表2-13> 家族手当の平均支給額

（単位：円）

	一律支給	家族により異なる(家族別支給)			
		第一扶養 (配偶者)	第二扶養 (第一子)	第三扶養 (第二子)	第四扶養 (第三子)
調査産業計	12,066	10,824	4,903	4,661	4,663
10～49人	11,971	10,607	4,836	4,555	4,414
50～99人	13,450	10,607	4,865	4,620	4,760
100～299人	10,750	11,665	5,124	4,980	5,087